

項目	内容
未成年者による取消(5条2項)	未成年者は、法定代理人の同意を得ずに行った法律行為を、原則として取消することができる(4条、5条2項)。法律行為が取り消された場合、取消の遡及効を有する(121条)。例えば、物の売買契約が取り消された場合、所有権は元の所有者に復帰する。しかし、第三者が法律行為の取消により不測の損害を被る恐れがあり、一定の例外が設けられている。
詐術(21条)	未成年者が、自己が未成年であることを黙秘して法律行為を行った場合、取引の安全の確保のため、21条の詐術にあたり法律行為を取り消すことができないと考えることができる。しかし、単なる黙秘を詐術にあたるとすると、制限能力者保護に欠ける。そこで、取引の安全と制限能力者保護との調和から、単に未成年者であることを黙秘したのみでは詐術にあたらず、成年者であるかのごとく積極的な言動がある場合に詐術にあたと解するべきである。
取引の安全保護(192条)	<p>動産の場合</p> <p>未成年者と直接取引を行った相手方には、即時取得(192条)の保護は認められない。制限能力者制度の趣旨を没却してしまうからである。しかし、第三者には即時取得が認められる余地があり、取消前の第三者が即時取得により保護されるか否かが問題となる。ここで、192条は、動産の占有に公信力を与え、真の権利者と誤認した者の信頼を保護し、動産取引の安全を図る趣旨であり、占有の公信力が重視される。また、無効である場合や取消後の第三者の場合は保護されるので、これらの場合と取消前の第三者とを区別する必要がない。よって、取消前の第三者は、即時取得により保護されると解する(192条)。具体的には、元の所有者が未成年者であることにつき善意無過失であれば、その後の転得者である第三者は、動産の所有権を完全に取得する。</p> <p>不動産の場合</p> <p>制限能力による取消には、96条3項のような第三者保護規定がない、また、94条2項の類推適用についても、未成年者には帰責性がなく、不動産の場合は取引の安全保護の規定によっては保護を受ける事ができない。</p>
法定追認(125条)	未成年者の法定代理人又は成年に達した未成年者において、125条所定の行為がなされた場合は、追認したものとみなされるため、法律行為を取消することができない。
消滅時効(126条)	取消権は追認可能となった時より5年又は行為時から20年で時効消滅する(126条)。なお、法定代理人の取消権が時効消滅した場合は、未成年者の取消権も消滅すると解される。両者の取消権の発生原因が同じであり、また、取り消しうる法律関係を早期に安定させる必要があるからである。
催告権(20条)	未成年者と直接取引をした相手方が、一定の催告をしていた場合には、追認があったものとみなされるので(20条1,2項)、未成年者は法律行為を取消することができない。
被保佐人による取消(13条)	被保佐人が保佐人の同意を得ないで所定の法律行為を行った場合は、原則として取消することができる(13条1,4項)。ここで、被保佐人が意思能力のある状態とない状態とを繰り返していた場合に、被保佐人が法律行為を取消することができるか否かが問題となる。
詐術(21条)	被保佐人が意思能力を有しており、保佐人の同意を得ないで所定の法律行為を行った場合は、原則として取消することができる(13条1,4項)。しかし、被保佐人が自己が被保佐人であることを黙秘していた場合は、取引の安全の確保のため、21条の詐術にあたり法律行為を取り消すことができないと考えることもできる。しかし、単なる黙秘を詐術にあたとすると、制限能力者保護に欠ける。そこで、取引の安全と制限能力者保護との調和から、単に被保佐人であることを黙秘したのみでは詐術にあたらず、能力者かのごとく積極的な言動がある場合に詐術にあたと解するべきである。
単独の取消権	被保佐人は単独で法律行為をすることができないので(13条)、単独で有効に法律行為を取消することができるか否かが問題となる。この点、120条は制限能力者、代理人等を規定しており、単独で取り消しうる者を列挙していると考えられる。制限能力者による取消を、取消する取消をすると、徒に法律関係を複雑にするからである。よって、被保佐人が単独でなした取消は有効であり、取消する取消ではないと解する。
無効と取消の二重効	被保佐人が法律行為を行った際に意思能力を有していなかった場合、意思能力を欠く法律行為は、私的自治の原則から無効であると解する。そこで、被保佐人は制限能力による取消の他、意思無能力による無効も主張できるか否か、無効と取消の二重効が認められるかが問題となる。この点、取消も無効も法律行為の効果を否認する手段に過ぎず、両者の競合を含めて制限能力者の保護を図るべきであるため、無効な行為であっても取消しうると解する。なお、意思無能力による無効主張はあくまで意思無能力者を保護する趣旨であるので、相手方は無効を主張できないと解する。
取消の遡及効(121条)	被保佐人が法律行為を取り消した場合、法律行為は遡及的に消滅する(121条)。具体的には、被保佐人は譲渡した物の返還請求をすることができる。他方、相手方は被保佐人が受領した対価についての返還請求ができる(703,704条)。但し、被保佐人は制限能力者であるため、返還義務の範囲は、現存利益に減縮される(121条但書)。ここで、給付された金銭が生活費に当てられたならば、他の財産が支出を免れているので現存利益が存在し、生活費に当てられた部分も返還請求できる。しかし、給付された金銭がギャンブル等に当てられたならば、他の財産が支出を免れていないので現存利益が存在せず、ギャンブル等に消費された部分は返還請求できない。なお、被保佐人が法律行為の無効を主張した場合も、121条但書を類推適用できると解する。本規定は、制限能力者が受領した代金等を無思慮に消費しやすいことに鑑み、その返還義務の範囲を縮減する趣旨であり、意思無能力による無効主張の場合も同様だからである。
失踪宣告の取消(32条)	失踪宣告とは、生存を証明しうる最後のときから7年経過時(30条1項)又は戦争が事実上止んだ時、船舶が沈没した時、その他危難が去ったときから1年経過時に、利害関係人の請求により家庭裁判所によってなされる。この失踪宣告が取り消された場合、失踪宣告は初めからなかったものとされ、取消し前にした行為は原則無効となる。しかし、取消し前に善意でした行為の効力には影響を及ぼさない(32条1項但書)。ここで、善意とは、取引の当事者の一方の善意で足りるのか、それとも双方の善意を要するのかが問題となるが、双方の善意を要すると解する。本規定は、失踪者の利益保護と取引の安全との調和を図ることを趣旨とし、当事者の一方のみの善意では、失踪者の犠牲において法律行為を有効とするには不十分だからである。
善意の転得者	ところで、善意の転得者に32条1項但書の規定が類推適用されるか否かが問題となるが、本規定の趣旨は、失踪者の利益保護と取引の安全との調和を図ることにあるから、転得者にも適用されると解する。よって、転得者が善意であれば取引行為は有効である。なお、善意の転得者が権利を取得した場合、その後の悪の転得者をも保護されると解する(絶対的構成)。なぜなら、悪意者に対する関係では取引が無効になると解すると、悪意者が善意者に対して追奪担保責任(561条)を追求することになり、善意者保護の意味が失われるからである。
返還義務(32条2項)	失踪宣告の取消により、失踪の宣告によって財産を得た者の財産売却代金は不当利得となる(703,704条)。ここで、財産を得た者が善意であった場合、現存利益の範囲で返還義務を負う(32条2項)。つまり、給付された金銭が生活費に当てられたならば、他の財産が支出を免れているので現存利益が存在し、生活費に当てられた部分の返還義務が生じる。他方、財産を得た者が悪意であった場合、703,704条とのバランスから悪意の受益者には32条2項の適用は認められないと解する。よって、給付された金銭のすべてについて返還義務が生じると解する(703,704条)
法人の能力(43条)	法人を代表して法律行為を行ったが、当該法人の定款の目的に当該法律行為が含まれていなかった場合、当該定款の目的の範囲外の行為の効果は、法人に帰属するか否か、43条の目的の範囲が何を制限するかが問題となる。この点、目的の範囲は法人の権利能力を制限したものであると解する。法人は一定の目的達成のために独立の社会的作用を有する社会的実在であり、法人の権利能力も目的の範囲内に限定されるべきだからである。また、目的の範囲内で権利能力を認めることが、法人の構成員の利益に資するし、43条の文言にも一致するからである。但し、目的の遂行自体に限定せず、目的の遂行に必要な又は有益な事項も、広く目的の範囲に含まれると解する。目的の範囲を厳格に解することは、法人の構成員の意思に反し、また、取引の安全を害するからである。なお、法律行為が目的の範囲に含まれるか否かは、行為の性質から客観的、抽象的に判断すべきである。

目的の範囲の効果	法律行為が目的の範囲に含まれる場合、その効果は法人に帰属する。例えば、取引の相手方は、法人に対して不動産の引渡しや、移転登記を請求できる。 他方、目的の範囲外である場合、その効果は法人には帰属せず絶対的に無効となり、追認(113条)、表見代理(109条等)によっても有効とされることがない。
代理権の制限違反	定款上の代理権の制限に反して理事が法律行為を行った場合、かかる行為は原則として無権代表行為であり、その効果は法人には帰属しない(53条)。しかし、定款という内部的な制限についてこの結論を貫くと取引の安全を害する。そこで、相手方が善意の第三者である場合は、保護をうけられる(54条)。 ここで、善意の意味が問題となるが、法人の理事は包括的代表権を有するのが原則であり(53条本文)、54条はこの理事の包括的代表権の内部的制限に反する取引の相手方を保護する規定である。よって、54条の善意とは、定款に代表権を制限する定めがあることを知らないことをいうと解する。なお、善意には無過失までは要しないと解する。法人の理事の代表権には原則として制限が無いので(53条本文)、相手方の過失を問うべきではないからである。 また、第三者が代理権の制限について知っていたが、正当な代理権を有すると信じていた場合であっても、保護をうけられると解する。第三者は内部の手続きの有無を容易に知ることはできないので、そのような第三者を一切保護しないのでは、取引の安全を害するからである。そこで、54条が110条の特別規定であることに鑑み、110条を類推適用して保護すべきと解する。
員外貸付	会員資格の無い者に対する金銭の貸付においては、それが員外貸付として無効となるか、43条の目的の範囲が何を制限するかが問題となる。 この点、目的の範囲は法人の権利能力を制限した物であると解する。但し、目的の遂行自体に限定せず、目的の遂行に必要な又は有益な事項も、広く目的の範囲に含まれると解する。よって、員外貸付は目的事業とは全く関係が無いため、目的の範囲外と考えられるため無効となると解する。 なお、貸付が無効となった場合は、交付した金銭について、不当利得返還請求権を取得することになる(703,704条)。
抵当権	被担保債権が無効であれば、成立における付従性により抵当権も無効であると考えられることもできる。しかし、一旦引き渡された金銭の返還請求権は、その根拠が契約であると不当利得であると、その経済的意味は異ならず、当事者の合理的意思としても消費貸借が無効であれば、不当利得返還請求権を担保する趣旨であるため、抵当権は不当利得返還請求権を担保するものとして有効であると解する。
保証人	架空の組合を結成して貸付を受け、自らその保証人となった者の責任が不当利得返還請求権にも及ぶか否かが問題となる。 この点、主債務が無効であれば、成立における付従性により保証契約も無効であり、また、不当利得返還請求権は元の債務と同一性のない別個の債務であるから、保証債務は及ばないと解することもできる。しかし、保証契約は主たる債務者が契約当事者として負担する一切の債務を保証し、その不履行によって相手方に損失を被らせないという趣旨で締結されるものであるため、保証契約は有効であり、不当利得返還請求権に及ぶと解する。
善意の第三者	抵当権の設定された不動産を譲り受けた第三者は177条の第三者にあたり、抵当権についての抵当権設定登記が無効であれば、当該第三者には対抗することができない。 ところで、無効の消費貸借を登記原因とする抵当権設定登記が不当利得返還請求権を担保する抵当権の登記として有効かが問題となる。この点、被担保債権に関する登記事項は、第三者の利益保護を目的とするが、登記事項と実体の同一性を否定するほどの著しい差異がない限り、第三者の利益を害することはない。よって、登記の公示としての機能も失われず、抵当権の登記は有効であると解される。そのため、抵当権者は第三者に対抗することができる。
被用者又は理事の不法行為と法人	被用者又は理事の不法行為により、第三者に対して損害を与えた場合、法人を含めたそれぞれの法律関係が問題となる。
不法行為責任(44条1項)	理事の不法行為の場合、損害を被った者は法人に対して44条1項の不法行為責任を追及することが考えられる。法人は社会的作用を営む社会的実在であり、法人自身の行為を観念できるので、44条1項の責任は、代表機関の行った行為を法人自身の行為とみることによる自己責任であると解される。なお、本条は自己責任であるので、715条のような免責規定は存在しない。 また、本条の責任が認められるには、法人の代表機関の行為であることを要するが、理事は法人の代表機関といえる。また、職務を行うにつきといえることを要する。本条は法人の自己責任であるが、被害者保護の見地から、715条の場合と同様に外形を標準に客観的に判断すべきである。 また、理事について不法行為の一般的要件を備えていることを要する。本条は法人の自己責任であり、理事の行為が法人の行為とされるからである。
使用者責任(715条)	被用者の不法行為の場合、損害を被った者は法人に対して715条1項の使用責任を追及することが考えられる。本条の責任は、被用者に不法行為責任が成立することを前提として、利益の帰するところに損害を分担させるべきという報償責任の原理から、使用者に代位責任を負わせたものと解される。 また、本条の責任が認められるには、ある事業のために他人を使用することを要するが、実質的な指揮監督関係があれば足りると解する。 また、事業の執行につきといえることを要する。本条が報償責任の原理に基づくことから、外形を標準に客観的に判断すべきである。 また、被用者の行為が不法行為の一般的要件を備えていることを要する。本条3項が求償を予定しており、本条が代位責任だから
損害賠償(709条)	損害を被った者は、理事に対して709条の不法行為責任を追及することが考えられるが、法人が44条1項により責任を負う場合に、機関個人自体も責任を負うかが問題となる。この点、44条1項は法人の自己責任と考えられ、機関個人は何ら責任を負わないとも考えられる。しかし、機関の行為は、法人自身の行為であると同時に、機関個人の行為でもある。また、被害者救済の観点からは、機関個人にも不法行為責任を認めるべきである。 よって、被害者は理事に対して不法行為責任を追及できると解する。 また、損害を被った者は、被用者に対して709条の不法行為責任を追及することができる。715条の責任は代位責任だからである。
求償(715条3項)	法人と理事の責任は、両者に主観的関連が無いので、被害者保護の見地から、不真正連帯債務に立つと解される。ここで、法人と理事との間に求償関係が生じるかが問題となる。この点、44条1項は法人の自己責任であるので、法人から機関個人に対する求償は認められないと考えることもできる。しかし、不真正連帯債務の当事者間であっても、損害の公平な分担の要請から、互いに損害発生に対する各人の寄与度の割合に応じて、求償できると解する。よって、どちらか一方が他方に対して求償できると解する。 また、法人は被用者に対して求償できる。715条は代位責任であり、同3項も求償を認めているからである。但し、使用者から被用者への求償を無制限に認めるべきではなく、信義則上相当な範囲のみで求償できると解する。
権利能力なき社団	権利能力なき社団とは、その実体が社団であるにも関わらず、法人格を有しないものをいう。また、権利能力なき社団は、法人格を与えるにふさわしい団体であり、団体が構成員からの独立性を有することに特徴がある。 よって、権利能力なき社団は、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない。
権利義務関係	権利能力なき社団には、権利能力がない以上、権利義務の主体とはなりえない。そこで、権利能力なき社団における権利義務がいかに構成員に帰属するかが問題となる。この点、権利能力なき社団は、社団法人と同様の活動を行う社会的実在である以上、その権利義務は団体的色彩の最も強い共同所有形態である「総有的に」構成員に帰属すると解する。従って、構成員は団体の権利について持分権を有することはなく、団体の債務について構成員各自が直接に責任を負うことはない。
不動産登記	権利能力なき社団の不動産登記方法については、団体名義で登記できるかが問題となる。この点、権利能力なき社団は権利能力が無く、私法上の権利主体となることはないから、不動産登記名義の主体にもなりえない。よって、団体名義、団体名義付代表者名義のいずれも否定すべきであり、代表者の個人名義又は構成員全員の共同所有名義のみ認められると解する。

